

観 政 第 162 号  
令和 3 年 8 月 25 日

各市町観光主管課長 様

静岡県スポーツ・文化観光部  
観光交流局観光政策課長

### 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金交付要綱等の改正について（通知）

日頃、本県観光行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。  
このたび、宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金に係る交付要綱及び実施要領について、別添新旧対照表のとおり一部改正しましたので、通知します。  
つきましては、貴管内の宿泊施設や関係団体向けに周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 送付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金交付要綱
- (3) 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金実施要領

#### 2 趣旨

コロナ禍のライフスタイルの変化や旅行者の行動変容を踏まえ、新たな需要に対応するための取組経費に対する助成メニューの追加により、本県観光産業の早期回復を図る。

#### 3 補助対象者（改正前から変更無し）

ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度に基づき、認証された施設の宿泊事業者又は認証される見込みのある施設の宿泊事業者

担 当 企 画 班  
電話番号 054-221-3645